

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
7月22日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

解除予定保安林(山口市)(森林整備課)……………一

土砂災害警戒区域の指定の解除(二件)(砂防課)……………二

土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………三

土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………四

道路の位置の指定(建築指導課)……………五

○公告

契約の締結(防災危機管理課)……………五

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)……………六

山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)……………七

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課)……………七

○公安委告示

警備員指導教育責任者講習の実施……………七

山口県告示第二百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十八年七月二十二日

名 医	療 所	機 関	山口県知事	村岡 嗣政
医療法人社団まつだ眼科	防府市桑山一丁目一番二番二号	防府市桑山一丁目一番二番二号	平成二八、	四、三〇
かねこ皮膚科	周南市平和通二丁目一番地	周南市平和通二丁目一番地	〃	〃
みすみ歯科医院	宇部市厚南北五丁目二番三二号	宇部市厚南北五丁目二番三二号	〃	〃
うしのや調剤薬局	岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号	岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号	〃	六、一

山口県告示第二百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月二十二日

名 医	療 所	機 関	山口県知事	村岡 嗣政
医療法人創医会前田医院	光市島田二丁目一八番三二号	光市島田二丁目一八番三二号	平成二八、	六、一
かねこ皮膚科	周南市平和通二丁目一番地	周南市平和通二丁目一番地	〃	〃
いとろくりニツク	山陽小野田市大字厚狭九五一のー	山陽小野田市大字厚狭九五一のー	〃	〃
みすみ歯科医院	宇部市厚南北五丁目二番三二号	宇部市厚南北五丁目二番三二号	〃	五、〃
こもれば薬局	岩国市牛野谷町二丁目二四番六三	岩国市牛野谷町二丁目二四番六三	〃	六、〃

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
株式会社N・ファイールド	大阪市北区堂島浜一丁目四番四号	訪問看護ステーションデューン	山口市小郡下郷	平成二八、七、一

山口県告示第二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保

安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

山口市阿東生雲西分字頼白一の二、一の三、一七六四の二二、一七六四の二四、一七六四の二五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第二百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第二百三十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

佐賀（一）、曾根（一）

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る区域の名称

曾根（一）

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第百八十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 宇佐木（一）(1)、宇佐木（一）(2)、宇佐木（一）(3)、宇佐木（一）(4)、宇佐木（一）(5)、宇佐木（一）(6)、宇佐木（一）(7)、宇佐木（一）(8)、宇佐木（一）(9)、宇佐木（一）(10)、宇佐木（一）(11)、宇佐木（一）(12)、宇佐木（一）(13)、宇佐木（一）(14)、宇佐木（一）(15)、宇佐木（一）(16)、宇佐木（一）(17)、宇佐木（一）(18)、宇佐木（一）(19)、宇佐木（一）(20)、宇佐木（一）(21)、宇佐木（一）(22)、宇佐木（一）(23)、宇佐木（一）(24)、宇佐木（一）(25)、宇佐木（一）(26)、大野北（一）(1)、大野北（一）(2)、大野北（一）(3)、大野北（一）(4)、大野北（一）(5)、大野北（一）(6)、大野北（一）(7)、大野北（一）(8)、大野北（一）(9)、大野北（一）(10)、大野北（一）(11)、大野北（一）(12)、大野北（一）(13)、大野北（一）(14)、大野北（一）(15)、大野北（一）(16)、大野北（一）(17)、大野北（一）(18)、大野北（一）(19)、大野南（一）(1)、大野南（一）(2)、大野南（一）(3)、大野南（一）(4)、大野南（一）(5)、大野南（一）(6)、大野南（一）(7)、大野南（一）(8)、大野南（一）(9)、大野南（一）(10)、大野南（一）(11)、大野南（一）(12)、大野南（一）(13)、大野南（一）(14)、尾国（一）(1)、尾国（一）(2)、尾国（一）(3)、尾国（一）(4)、尾国（一）(5)、尾国（一）(6)、小郡（一）(1)、小郡（一）(2)、小郡（一）(3)、小郡（一）(4)、小郡（一）(5)、小郡（一）(6)、小郡（一）(7)、小郡（一）(8)、小郡（一）(9)、佐賀（一）(2)、佐賀（一）(3)、佐賀（一）(4)、佐賀（一）(5)、佐賀（一）(6)、佐賀（一）(7)、佐賀（一）(8)、佐賀（一）(9)、佐賀（一）(10)、佐賀（一）(11)、佐賀（一）(12)、佐賀（一）(13)、佐賀（一）(14)、佐賀（一）(15)、佐賀（一）(16)、佐賀（一）(17)、佐賀（一）(18)、佐賀（一）(19)、佐賀（一）(20)、佐賀（一）(21)、佐賀（一）(22)、佐賀（一）(23)、佐賀（一）(24)、佐賀（一）(25)、佐賀（一）(26)、佐賀（一）(27)、佐賀（一）(28)、佐賀（一）(29)、佐賀（一）(30)、佐賀（一）(31)、佐賀（一）(32)、佐合島（一）(1)、佐合島（一）(2)、佐合島（一）(3)、曾根（一）(2)、曾根（一）(3)、曾根（一）(4)、曾根（一）(5)、曾根（一）(6)、曾根（一）(7)、曾根（一）(8)、曾根（一）(9)、曾根（一）(10)、曾根（一）(11)、曾根（一）(12)、曾根（一）(13)、曾根（一）(14)、曾根（一）(15)、曾根（一）(16)、曾根（一）(17)、曾根（一）(18)、曾根（一）(19)、曾根（一）(20)、堅ヶ浜（一）(1)、堅ヶ浜（一）(2)、堅ヶ浜（一）(3)、平

- 生町(一)、平生町(二)、平生村(一)、平生村(二)、平生村(三)、平生村(四)、平生村(五)、平生村(六)、平生村(七)、平生村(八)、平生村(九)、平生村(一〇)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

一 解除に係る区域の名称

- 宇佐木(一)、宇佐木(二)、宇佐木(三)、宇佐木(四)、宇佐木(五)、宇佐木(六)、宇佐木(七)、宇佐木(八)、宇佐木(九)、宇佐木(一〇)、宇佐木(一一)、宇佐木(一二)、宇佐木(一三)、宇佐木(一四)、宇佐木(一五)、宇佐木(一六)、宇佐木(一七)、宇佐木(一八)、宇佐木(一九)、宇佐木(二〇)、宇佐木(二一)、宇佐木(二二)、宇佐木(二三)、宇佐木(二四)、宇佐木(二五)、宇佐木(二六)、宇佐木(二七)、宇佐木(二八)、宇佐木(二九)、宇佐木(三〇)、宇佐木(三一)、宇佐木(三二)、宇佐木(三三)、宇佐木(三四)、宇佐木(三五)、宇佐木(三六)、宇佐木(三七)、宇佐木(三八)、宇佐木(三九)、宇佐木(四〇)、宇佐木(四一)、宇佐木(四二)、宇佐木(四三)、宇佐木(四四)、宇佐木(四五)、宇佐木(四六)、宇佐木(四七)、宇佐木(四八)、宇佐木(四九)、宇佐木(五〇)、宇佐木(五一)、宇佐木(五二)、宇佐木(五三)、宇佐木(五四)、宇佐木(五五)、宇佐木(五六)、宇佐木(五七)、宇佐木(五八)、宇佐木(五九)、宇佐木(六〇)、宇佐木(六一)、宇佐木(六二)、宇佐木(六三)、宇佐木(六四)、宇佐木(六五)、宇佐木(六六)、宇佐木(六七)、宇佐木(六八)、宇佐木(六九)、宇佐木(七〇)、宇佐木(七一)、宇佐木(七二)、宇佐木(七三)、宇佐木(七四)、宇佐木(七五)、宇佐木(七六)、宇佐木(七七)、宇佐木(七八)、宇佐木(七九)、宇佐木(八〇)、宇佐木(八一)、宇佐木(八二)、宇佐木(八三)、宇佐木(八四)、宇佐木(八五)、宇佐木(八六)、宇佐木(八七)、宇佐木(八八)、宇佐木(八九)、宇佐木(九〇)、宇佐木(九一)、宇佐木(九二)、宇佐木(九三)、宇佐木(九四)、宇佐木(九五)、宇佐木(九六)、宇佐木(九七)、宇佐木(九八)、宇佐木(九九)、宇佐木(一〇〇)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 宇佐木(一)、宇佐木(二)、宇佐木(三)、宇佐木(四)、宇佐木(五)、宇佐木(六)、宇佐木(七)、宇佐木(八)、宇佐木(九)、宇佐木(一〇)、宇佐木(一一)、宇佐木(一二)、宇佐木(一三)、宇佐木(一四)、宇佐木(一五)、宇佐木(一六)、宇佐木(一七)、宇佐木(一八)、宇佐木(一九)、宇佐木(二〇)、宇佐木(二一)、宇佐木(二二)、宇佐木(二三)、宇佐木(二四)、宇佐木(二五)、宇佐木(二六)、宇佐木(二七)、宇佐木(二八)、宇佐木(二九)、宇佐木(三〇)、宇佐木(三一)、宇佐木(三二)、宇佐木(三三)、宇佐木(三四)、宇佐木(三五)、宇佐木(三六)、宇佐木(三七)、宇佐木(三八)、宇佐木(三九)、宇佐木(四〇)、宇佐木(四一)、宇佐木(四二)、宇佐木(四三)、宇佐木(四四)、宇佐木(四五)、宇佐木(四六)、宇佐木(四七)、宇佐木(四八)、宇佐木(四九)、宇佐木(五〇)、宇佐木(五一)、宇佐木(五二)、宇佐木(五三)、宇佐木(五四)、宇佐木(五五)、宇佐木(五六)、宇佐木(五七)、宇佐木(五八)、宇佐木(五九)、宇佐木(六〇)、宇佐木(六一)、宇佐木(六二)、宇佐木(六三)、宇佐木(六四)、宇佐木(六五)、宇佐木(六六)、宇佐木(六七)、宇佐木(六八)、宇佐木(六九)、宇佐木(七〇)、宇佐木(七一)、宇佐木(七二)、宇佐木(七三)、宇佐木(七四)、宇佐木(七五)、宇佐木(七六)、宇佐木(七七)、宇佐木(七八)、宇佐木(七九)、宇佐木(八〇)、宇佐木(八一)、宇佐木(八二)、宇佐木(八三)、宇佐木(八四)、宇佐木(八五)、宇佐木(八六)、宇佐木(八七)、宇佐木(八八)、宇佐木(八九)、宇佐木(九〇)、宇佐木(九一)、宇佐木(九二)、宇佐木(九三)、宇佐木(九四)、宇佐木(九五)、宇佐木(九六)、宇佐木(九七)、宇佐木(九八)、宇佐木(九九)、宇佐木(一〇〇)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 宇佐木(1)、宇佐木(2)、宇佐木(3)、宇佐木(4)、宇佐木(5)、宇佐木(6)、宇佐木(7)、宇佐木(8)、宇佐木(9)、宇佐木(10)、宇佐木(11)、大野北(1)、大野北(2)、大野北(3)、大野北(4)、大野北(5)、大野北(6)、大野北(7)、大野北(8)、大野北(9)、大野北(10)、大野北(11)、大野北(12)、大野南(1)、大野南(2)、大野南(3)、大野南(4)、大野南(5)、大野南(6)、尾国(1)、尾国(2)、尾国(3)、尾国(4)、小郡(1)、小郡(2)、小郡(3)、小郡(4)、小郡(5)、小郡(6)、小郡(7)、小郡(8)、佐賀(1)、佐賀(2)、佐賀(3)、佐賀(4)、佐賀(5)、佐賀(6)、佐賀(7)、佐賀(8)、佐賀(9)、佐賀(10)、佐賀(11)、佐賀(12)、佐賀(13)、佐賀(14)、佐賀(15)、佐賀(16)、佐賀(17)、佐賀(18)、佐賀(19)、佐賀(20)、佐賀(21)、佐合島(1)、佐合島(2)、佐合島(3)、曾根(1)、曾根(2)、曾根(3)、曾根(4)、曾根(5)、曾根(6)、曾根(7)、曾根(8)、曾根(9)、曾根(10)、曾根(11)、曾根(12)、曾根(13)、曾根(14)、曾根(15)、曾根(16)、曾根(17)、曾根(18)、曾根(19)、曾根(20)、曾根(21)、平生村(1)、平生村(2)、平生村(3)、平生村(4)、平生村(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 宇佐木(1)、宇佐木(2)、宇佐木(3)、宇佐木(4)、宇佐木(5)、宇佐木(6)、宇佐木(7)、宇佐木(8)、宇佐木(9)、宇佐木(10)、宇佐木(11)、宇佐木(12)、宇佐木(13)、宇佐木(14)、宇佐木(15)、宇佐木(17)、宇佐木(18)、宇佐木(19)、宇佐木(20)

- 宇佐木(21)、宇佐木(22)、宇佐木(23)、宇佐木(24)、宇佐木(26)、大野北(1)、大野北(2)、大野北(3)、大野北(4)、大野北(5)、大野北(6)、大野北(7)、大野北(8)、大野北(9)、大野北(10)、大野北(11)、大野北(12)、大野北(13)、大野北(14)、大野北(15)、大野北(16)、大野北(17)、大野北(18)、大野北(19)、大野北(20)、大野南(1)、大野南(2)、大野南(3)、大野南(4)、大野南(5)、大野南(6)、大野南(8)、大野南(9)、大野南(10)、大野南(11)、大野南(12)、大野南(13)、大野南(14)、尾国(1)、尾国(2)、尾国(3)、尾国(5)、尾国(6)、尾国(7)、小郡(1)、小郡(2)、小郡(3)、小郡(4)、小郡(5)、小郡(6)、小郡(7)、小郡(8)、小郡(9)、佐賀(1)、佐賀(2)、佐賀(3)、佐賀(4)、佐賀(5)、佐賀(6)、佐賀(7)、佐賀(8)、佐賀(9)、佐賀(10)、佐賀(11)、佐賀(12)、佐賀(13)、佐賀(14)、佐賀(15)、佐賀(16)、佐賀(17)、佐賀(18)、佐賀(19)、佐賀(20)、佐賀(21)、佐賀(22)、佐賀(23)、佐賀(24)、佐賀(25)、佐賀(26)、佐賀(27)、佐賀(28)、佐賀(29)、佐賀(30)、佐賀(31)、佐賀(32)、佐賀(33)、佐合島(1)、佐合島(2)、佐合島(3)、曾根(1)、曾根(2)、曾根(3)、曾根(4)、曾根(5)、曾根(6)、曾根(7)、曾根(8)、曾根(9)、曾根(10)、曾根(11)、曾根(12)、曾根(13)、曾根(14)、曾根(15)、曾根(16)、曾根(17)、曾根(18)、曾根(19)、曾根(20)、曾根(21)、曾根(22)、曾根(23)、曾根(24)、曾根(25)、曾根(26)、曾根(27)、曾根(28)、曾根(29)、曾根(30)、曾根(31)、曾根(32)、曾根(33)、曾根(34)、曾根(35)、曾根(36)、曾根(37)、曾根(38)、曾根(39)、曾根(40)、曾根(41)、曾根(42)、曾根(43)、曾根(44)、曾根(45)、曾根(46)、曾根(47)、曾根(48)、曾根(49)、曾根(50)、平生村(1)、平生村(2)、平生村(3)、平生村(4)、平生村(5)、平生村(6)、平生村(7)、平生村(8)、平生村(9)、平生村(10)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び平生町建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 宇佐木(1)、宇佐木(2)、宇佐木(3)、宇佐木(4)、宇佐木(6)、宇佐木(7)、宇佐木(8)、宇佐木(9)、宇佐木(11)、大野北(1)、大野北(3)、大野北(4)、大野北(6)、大野北(7)、大野北(9)、大野北(10)、大野北(12)、大野南(1)、大野南(2)、大野南(4)、大野南(5)、尾国(1)、尾国(2)、尾国(3)、小郡(1)、小郡(2)

平成二十八年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人周南いのちを考える会

代 表 者 の 氏 名 前川 育

主たる事務所の所在地 下松市生野屋西三丁目二番一七号

(三二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年三月八日山口県公告(八三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ宮田町店

所在地 下関市宮田町一丁目八番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年三月八日山口県公告(八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年三月八日山口県公告(八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年三月八日山口県公告(八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年七月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 株式会社いちや家具店

所在地 周南市大字夜市二九三六の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三一六) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十八年七月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

区分氏名職名

使用者委員 西田 隆男 山口県経営者協会専務理事

(三一七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十八年七月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一三五四九 二四九八一	関平福 (全和黒一五〇九八)		黒毛和種	平成二五 一一、二八	山口県	一級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター



山口県公安委員会告示第三十九号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十一条第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十二日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十一条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十八年九月十二日(月曜日)から同月十五日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十八年九月十五日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(二) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上

(一) 第二号警備業務に従事しているもの
(二) 追加取得講習
第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のAからCまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間
平成二十八年八月一日(月曜日)から同月五日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) (一)のAに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)(、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定期則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。